

実務対応報告第 11 号「外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理に関する実務上の取扱い」の解説

はじめに

企業会計基準委員会（ASB）は、平成 15 年 9 月 22 日に実務対応報告第 11 号「外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 11 号」という。）を公表した¹。本稿では、この実務対応報告第 11 号の概要等について解説を行っていくが、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

実務対応報告第 11 号の概要

1 目的

平成 14 年 4 月 1 日から施行されている商法等の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 128 号）により導入された新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理については、平成 14 年 3 月 29 日に実務対応報告第 1 号「新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 1 号」という。）が公表されている。

しかしながら、外貨建転換社債型新株予約権付社債の円換算に関する発行者側の処理については、企業会計審議会が平成 11 年 10 月 22 日付で改訂した「外貨建取引等会計処理基準」（以下「外貨基準」という。）及び日本公認会計士協会が平成 12 年 3 月 31 日付で改正した会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」（以下「外貨建実務指針」という。）をどのように適用すべきかが必ずしも明確ではなかったため、実務対応報告第 11 号により、その実務上の取扱いを明らかにすることとしたものである。

2 検討の経緯

平成 13 年の商法改正により、新株予約権制度が創設され、これに伴い、平成 13 年改正前の商法（以下「旧商法」という。）における新株引受権付社債、転換社債は、この新たな商法上の規定の枠組みの中で、新株予約権付社債として整理された。

この商法改正に対応する動きとして、前述の実務対応報告第 1 号の公表の他、日本公認会計士協会により、平成 14 年 9 月 17 日付で会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」の改正（文言の修正）が行われた。ここで、外貨建実務指針についても同様の修正が必要と考えられたが、外貨建転換社債型新株予約権付社債の円換算に関する発行者側の処理については、単なる文言の修正にとどまらず、内容の検討も必要ではないかとの指摘があった。

¹ 実務対応報告第 11 号は、ASB のホームページ（会員サイト）にて閲覧できる。
(http://www.asb.or.jp/member/security/technical_topics_reports/)

このため、企業会計基準委員会では、平成 15 年 2 月 28 日開催の委員会にてこの点に関する審議を行い、審議の結果、「外貨建転換社債型新株予約権付社債の換算」に関する部分については企業会計基準委員会が検討を行うこと、それ以外の部分についてはこれまでの外貨建実務指針のメンテナンスの範囲であるため、当初の合意に従い、日本公認会計士協会にて対応する、との旨が承認された²。

そして、以降、この取り決めに基づき検討が行われ、企業会計基準委員会から、この実務対応報告第 11 号（上記 に関する対応）が、また、外貨建の新株予約権の円換算等、平成 13 年商法改正に伴うその他の外貨建取引等の会計処理の取扱い（上記 に関する対応）について、日本公認会計士協会から、平成 15 年 9 月 22 日付で「会計制度委員会報告第 4 号『外貨建取引等の会計処理に関する実務指針』の改正について」（以下「改正外貨建実務指針」という。）が公表された。

新株予約権付社債の分類等と実務対応報告第 11 号における取扱いの範囲

1 従来の新株引受権付社債及び転換社債と新株予約権付社債との関係

前述のとおり、新株予約権付社債は、旧商法における新株引受権付社債及び転換社債が、新たな商法上の規定の枠組みの中で整理されたものである³。まず、これらの関係をまとめると、以下のようなものと考えられる。

【新株引受権付社債等と新株予約権付社債の関係】

旧商法	平成 13 年改正商法
新株引受権付社債（分離型）	新株予約権と社債を同時に募集し、同時に割当てたものとして扱う
新株引受権付社債（非分離型）	新株予約権付社債 （商法 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び同 8 号）
転換社債	

代用払込可の場合

² この点については、ASB のホームページ（会員サイト）に掲載されている「第 27 回企業会計基準委員会議事要旨」参照。

（http://www.asb.or.jp/member/security/asbj/20030228/20030228_027.html）

³ 例えば、法務省民事局の解説書稿では、新株予約権付社債の意義として、「改正法は、新株予約権の単独発行を認めることに伴い、従来の転換社債等を、新株予約権付社債として整理した。これは法律概念を整理したに過ぎないものであり、実質を変更するものではない。」と述べられている。（原田晃治、江原健志、太田洋、濱克彦、郡谷大輔 稿「改正商法の解説（JICPA ジャーナル 2002.4）」）

2 新株予約権付社債の分類と会計処理

次に、新株予約権付社債の分類と会計処理の概略を確認することとする。新株予約権付社債は、その会計処理を検討するにあたり以下のように分類され、各々の会計処理については、従来の新株引受権付社債及び転換社債との対比において、その経済的実質が同一のものについては、現行の会計基準に準じた取扱いとされている（実務対応報告第1号 Q2 の A2、3 参照）。

(1) 代用払込が認められる新株予約権付社債

代用払込が認められる新株予約権付社債とは、新株予約権を行使しようとする新株予約権者から請求があったときに新株予約権付社債の全額を償還することに代えて権利行使に際し払い込むべき額の全額につき代用払込があったものとする旨（商法第341条ノ3第1項第7号）を決議した新株予約権付社債をいう。この代用払込が認められる新株予約権付社債は、従来の代用払込が可能な非分離型新株引受権付社債とその経済的実質が同一であると考えられることから、従来の非分離型新株引受権付社債に準じ、区分法により会計処理することとされている。

(2) 代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債

代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債とは、新株予約権の行使があったときに代用払込の請求があったものとみなす旨（商法第341条ノ3第1項第8号）を決議した新株予約権付社債をいい、これは、さらに以下に分類される。

代用払込の請求があったとみなすもので、従来の転換社債と経済的実質が同一であると考えられないもの

代用払込の請求があったとみなすもので、従来の転換社債と経済的実質が同一であると考えられるもの（以下「転換社債型新株予約権付社債」という。）

は、代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債であるが、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在しえないことが予め社債要項等で明確にされていないため、従来の転換社債と経済的実質が同一であると考えられないものをいう。これに該当する新株予約権付社債については、(1)の代用払込が認められる新株予約権付社債と同様に、区分法により会計処理することとされている。

これに対し、 は、代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債であって、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在しえないことが明確にされるように、以下のいずれかの事項が予め社債要項等に記載されており、従来の転換社債と経済的実質が同一であると考えられるものである。そして、これらの条件に該当する新株予約権付社債については、一括法又は区分法により会計処理することとされている。

- ・ 新株予約権について消却事由を定めておらず、かつ、社債についても繰上償還を定めていないこと
- ・ 新株予約権について消却事由を定めている場合には、新株予約権が消却されたときに社債も同時に償還されること、かつ、社債について繰上償還を定めている場合には、社債が繰上償還されたときに新株予約権も同時に消却されること

これらを整理すると、以下のようになる。

【新株予約権付社債の分類と会計処理】

平成 13 年改正商法		会計処理
新株予約権付社債 (商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び同 8 号)	(1)代用払込が認められる(7号)新株予約権付社債	区分法
	(2) - 代用払込の請求があったとみなす(8号)もののうち、 従来の転換社債と経済的実質が同一であると考えられ ない新株予約権付社債	区分法
	(2) - 代用払込の請求があったとみなす(8号)もので、従来 の転換社債と経済的実質が同一であると考えられる新 株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債)	区分法 又は 一括法

なお、これらの(1)代用払込が認められる新株予約権付社債や、(2)代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債については、社債の発行価額(商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 1 号)と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額(商法第 341 条ノ 13 第 1 項)が同額でなければならず(商法第 341 条ノ 3 第 2 項)、また、通常の新株予約権の行使と同様に、新株予約権の発行価額と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計が新株の発行価額とみなされる(商法第 341 条ノ 15 第 5 項、商法第 280 条ノ 20 第 4 項)。

3 実務対応報告第 11 号の取扱いの範囲

実務対応報告第 11 号では、これらに分類される新株予約権付社債のうち、外貨建ての転換社債型新株予約権付社債で、会計処理に一括法が適用されるものをその取扱いの範囲としている。これは、現状の外貨建ての新株予約権付社債の発行状況等を勘案した上で、実務上、必要と考えられるもののみを採り上げたものと思われる。

この点について、実務対応報告第 11 号では、実務対応報告第 11 号で取り扱う外貨建転換社債型新株予約権付社債は、これまで多く発行されていると考えられている[設例]で示したような発行条件のものを念頭においているとした上で、転換社債型新株予約権付社債に関する発行者側の会計処理については、一括法又は区分法が適用されるが、実務上は一括法が適用されている例が大半であると思われるため、実務対応報告第 11 号では、一括法の適用を前提にしているとされている。

なお、実務対応報告第 11 号では、今後、外貨建転換社債型新株予約権付社債について、発行条件が[設例]で示したような想定と大きく異なる事例⁴や、区分法が適用される事例が

⁴ 例えば、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額(行使価額)が外貨建の場合や、平価発行ではなく割引発行や打歩発行の場合が考えられる。なお、前者の場合には、登記上の取扱いや有利発行決議の要否等の法律上の問題をクリアする必要があると考えられる。

多く見受けられるようになり、その会計処理を検討する必要がある場合には、それらを前提とした実務上の取扱いを明らかにすることもであるとされており、そしてまた、外貨建転換社債型新株予約権付社債以外の外貨建新株予約権付社債（すなわち、 2（1）や（2））が多く見受けられるようになって、その会計処理を検討する必要がある場合には、同様に、実務上の取扱いを明らかにすることもであるとされている⁵。

外貨建転換社債型新株予約権付社債に関する発行者側における円換算の処理

実務対応報告第 11 号では、外貨建転換社債型新株予約権付社債の社債と新株予約権のそれぞれの発行価額を合算し、普通社債の発行に準じて処理する（一括法）（実務対応報告第 1 号 Q2 の A3（2） 参照）場合、円貨への換算は以下のように行うことが適当と考えられるとしている。

（1）発行時

発行時の円貨への換算は、発行時の為替相場による。ただし、発行による入金外貨額に本邦通貨による為替予約等が締結され、振当処理を採用している場合には、為替予約等により確定した円貨額により記録する。

（2）決算時

新株予約権行使期間満了前における決算時の円貨への換算は、発行時に記帳された為替相場による。ただし、行使の可能性がないと認められるものについては、決算時の為替相場による円換算額を付する。行使の可能性がないと認められるか否かは、外貨建実務指針第 22 項に準じて判断される。

また、新株予約権行使期間満了後における決算時の円貨への換算は、決算時の為替相場による。

（3）新株予約権行使時

新株予約権行使時の円貨への換算は、発行時に記帳された為替相場による。

これは、 2（2）で述べたように、転換社債型新株予約権付社債が、従来の転換社債と経済的実質が同一と考えられるため、外貨建転換社債型新株予約権付社債の円換算の処理は、従来の外貨建転換社債の円換算の処理（外貨基準 - 2（1） ただし書き及び外貨建実務指針第 20 項参照）と同様に行うことが適当であるとの考えによるものである。

従来の外貨建転換社債の発行時及び転換時の会計処理は、転換社債の転換による新株発行の法律関係をどのように解するかによって異なるとされ、この法律関係については、現物出資説、相殺説、転換社債の発行自体を潜在的株式の発行と解する説等があるとされている（改正外貨建実務指針第 63 項参照）。この点につき、旧商法では、転換により発行す

⁵ 区分法適用時の取扱いや転換社債型以外の外貨建新株予約権付社債の取扱いについては、実務上の必要性に乏しいことに加え、換算方法の他会計処理に関する統合的な検討が広く必要となることも、今回取り扱われなかった背景にあるものと思われる。

る株式の発行価額（旧商法第 341 条ノ 7）は、転換社債の発行価額とする（旧商法第 222 条ノ 3）とされていたため、これにより、転換社債の発行自体を潜在的株式の発行、すなわち、転換権の行使を停止条件とする特殊な株式発行の一形態と解し、転換請求期間満了前の自社発行の転換社債は、原則として発行時の為替相場による円換算額を付すという解釈がなされていた⁶（外貨基準 - 2（1） ただし書き及び改正外貨建実務指針第 63 項参照）。これに対し、転換社債の転換による新株発行を、現物出資や相殺と解する考えは、転換社債の発行と転換による新株発行をいったん切断して考えることとなるため、新株の発行価額を転換時の為替相場により円換算する考えと整合しやすい。しかしながら、上述の旧商法下の規定における解釈では、現行の実務としてはとり得ないものとされていた。

実務対応報告第 11 号では、新株予約権付社債制度が創設された平成 13 年の改正商法においては、上記の旧商法第 222 条ノ 3 の規定は削除されているが、新設された新株予約権付社債に関する規定の中で実質的に同様の内容が踏襲されているものと解される（ 2 なお書き参照）ため、現物出資や相殺と解する後者の考え方についても一定の合理性は認められるとしつつも、新株予約権付社債制度の創設によって、円換算の考え方を変更するほどの法律上の改正はないものと解し、従来の外貨建転換社債の換算方法を踏襲することが妥当であるとしている。

⁶ これは、日本公認会計士協会が 1979 年 9 月 11 日に公表した「外貨建取引における実務上の個別問題（周辺問題）について（中間報告）」以降、今日までの会計上の考え方となっている。しかしながら、転換権を行使するまでの間の転換社債の法的性質は社債であり、また、転換権が行使されなかった場合には、結果的に、転換社債は普通社債と同じ性質のものとなる。これを踏まえれば、ここで示されている旧商法下の規定により転換時は発行時の為替相場による換算となるものの、決算時に発行時の為替相場により換算しなければならないという必然的な理由はなかったかもしれない（ただし、換算差額の会計処理については議論の余地があると思われる）。

要約（旧商法下と平成 13 年改正商法下における会計処理の対比）

旧商法下における外貨建新株引受権付社債及び外貨建転換社債に関する発行者側の会計処理と、平成 13 年改正商法下における外貨建新株予約権付社債に関する発行者側の会計処理は、以下のような整理になるものと思われる。

【旧商法下と平成 13 年改正商法下における会計処理の対比】

旧商法		会計処理	換算方法	平成 13 年改正商法		会計処理	換算方法
新株引受権付社債（WB）	分離型	区分法	社債 CR 新株引受権 HR （外貨基準一 2(1)、改正外貨建実務指針第 23 項）	新株予約権と社債を同時に割当て同時に募集		区分法	社債 CR 新株予約権 HR （改正外貨建実務指針第 19 - 6 項）
	非分離型 （代用払込可の場合）			新株予約権付社債	代用払込が認められる（7 号）新株予約権付社債	区分法	（取り扱われていない）
転換社債（CB）		区分法 又は	社債部分は、 CR？ ⁷ HR？ ⁸ 決算時は CR、転換時は HR？ ⁹		代用払込の請求があったとみなす（8 号）ものうち、従来の転換社債と経済的実質が同一であると考えられない新株予約権付社債	区分法	
				一括法	HR （外貨基準一 2(1) ただし書き、外貨建実務指針第 20 項）	転換社債型新株予約権付社債 （代用払込の請求があったとみなす（8 号）もので、従来の転換社債と経済的実質が同一であると考えられる新株予約権付社債）	一括法

HR（発行時の為替相場。いわゆるヒストリカル・レート）

CR（決算時の為替相場。いわゆるカレント・レート）

⁷ これは、区分法による「社債」部分を、換算上も「外貨建金銭債務」として取り扱うものであり、区分法の会計処理とは整合的ではあるが、転換時の旧商法下の規定「転換により発行する株式の発行価額（旧商法第 341 条ノ 7）は、転換社債の発行価額とする（旧商法第 222 条ノ 3）」をどのように考えて会計処理するのか明確ではない。

⁸ これは、金融商品に係る会計基準よりも外貨基準の改正が後であり、外貨建実務指針でも明確にされていない以上、外貨建転換社債の会計処理が区分法でも一括法でも HR によるものと解されること、また、旧商法下での規定により、転換時 HR のみならず、決算時も HR によるものと解されることによるという考え方である。

⁹ これは、決算時の換算上、「社債」部分を「外貨建金銭債務」として扱うため CR によるが、旧商法下での規定により、転換時は HR によるというように使い分けるものである。

適用時期

実務対応報告第 11 号は、公表日以後に終了する中間会計期間又は事業年度から適用するとされている。

なお、平成 13 年改正商法は、平成 14 年 4 月 1 日から施行されているため、公表日前に発行された外貨建転換社債型新株予約権付社債につき、公表日を含む事業年度開始前に実務対応報告第 11 号において示されている会計処理と異なる会計処理が行われている場合、それがどのように取り扱われているかが問題になりうるが、そもそも外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行件数は限られていること、また、実務対応報告第 11 号における会計処理は従来の外貨建転換社債と同様の取扱いとなっていることなどから、異なる会計処理が行われている場合の取扱いについては、特に示されていないものと思われる。

以 上

企業会計基準委員会
研究員 相沢 直樹